

「東日本大震災復興調査成果活用実行委員会」 設置要綱

趣旨

第1条 この要綱は、「東日本大震災復興調査成果活用実行委員会」(以下、委員会と いう。) の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

目的

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 「復興関係調査で拓かれた地域の歴史」シンポジウムの実施に関すること。
- (2) 復興調査成果の活用事業に関すること。

委員会の構成と任期

第3条 委員会は、次に掲げる 10 名以内の委員をもって構成する。

- (1) 各幹事会より 1 名
 - (2) 東日本大震災対策特別委員会、「大地からの伝言」等活用研究部会から若干名
 - (3) 希望者若干名
- 2 委員の任期は、委員会の解散までとする。

委員長

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長が委員の中からあらかじめ指名する委員長 代理者がその職務を代行する。

運営及び会議

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、第2条に掲げる事項について検討する。
- 3 委員会には委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができること。

設置期間

第6条 委員会の設置は、2020（令和2）年度の5月総会から2022（令和4）年度 の5月総会までとする。ただし、設置目的の達成のために期間延長が必要な場合には、総会にて承認を受けて設置期間を延長できるものとする。

事務

第7条 委員会の事務は、総務幹事会において処理する。

その他

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 定める。

附則

この要綱は、2019（令和元）年5月11日から施行する。